

---

# 寝屋川市障害福祉計画

---

第1期計画〔平成18～20年度〕

寝屋川市



## はじめに



わが国の障害保健福祉施策は、社会福祉基礎構造改革以降めまぐるしく変化しております。平成15年度から導入された支援費制度においては、障害福祉サービスの利用が飛躍的に増大しましたが、一方で障害種別による制度の違い、地域間格差、財源の問題などが指摘されました。これらの課題もふまえつつ新たな障害保健福祉改革を具現化すべく、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。

障害者自立支援法には、身体・知的・精神の3障害を一元化し、市町村が地域のニーズに応じて総合的・計画的に福祉サービスを提供していくことが定められています。

本市におきましても、国の障害者施策の動向をふまえて様々な事業を実施してまいりましたが、障害者自立支援法の施行にともない、サービス見込量と確保のための方策を明記した寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）を策定し、この計画にもとづいて事業を推進してまいります。

本計画は、ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念として「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を掲げ、だれもが地域で心豊かに暮らし、一人ひとりの思いや自分らしさが尊重され、地域のさまざまな力をつないでいくことをめざしております。

今後とも、障害福祉施策充実のために、この計画の着実な推進に努めて参りますので、市民の皆様や関係者の皆様方のより一層のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました多くの市民の方々や、障害福祉計画策定協議会の委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成19年3月

寝屋川市長 馬場好弘

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	3
5. 計画の進行管理	3

## 第2章 障害者支援の基本方向

1. ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念	5
2. 障害者支援の視点	6
3. 障害者支援の目標	7

## 第3章 障害福祉サービス等の推進方策

1. 障害福祉サービス等の考え方	11
2. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方	11
3. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策	14
(1) 障害福祉サービスの見込量と確保策	14
(2) 地域生活支援事業の内容と事業量	21
4. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策	27
(1) 地域生活への移行	27
(2) 福祉施設から一般就労への移行	28

## 第4章 障害福祉サービス等を推進していくしくみづくり

1. 障害福祉サービス等を総合的に推進するしくみづくり【地域自立支援協議会】	31
2. サービスの的確な利用を促進するしくみづくり【サービス利用促進システム】	34
3. 障害者等の権利擁護のしくみづくり	38
4. 地域のさまざまな力を活かして障害者の生活を支援するしくみづくり	39

## 資 料

計画策定経過	41
寝屋川市障害福祉計画策定協議会設置要綱	42
寝屋川市障害福祉計画策定協議会委員名簿	43
障害福祉サービス等に関するニーズ調査	44
障害福祉サービス等の利用実績の推移	54
障害者自立支援法の概要	58
用語説明	61